

平成26年

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

第220回臨時会

1月27日開会

1月27日閉会

第220回

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

平成26年1月27日（月曜日）

出席議員(18名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
7番 村上 満 君	8番 管原 研治 君
9番 秋山 昇 君	10番 佐藤 貴久 君
11番 斎藤 万之丞 君	12番 吉野 敏明 君
13番 加藤 克明 君	14番 舟山 彰 君
15番 大浪 俊憲 君	16番 大宮 博吉 君
17番 海川 正則 君	18番 佐藤 吉市 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

理事 長 風間 康 静 君	理事長職務代理者 滝口 茂 君
理事 大友 喜 助 君	理事 村上 英 人 君
理事 梅津 輝 雄 君	理事 伊勢 敏 君
理事 佐藤 英 雄 君	理事 小山 修 作 君
理事 保科 郷 雄 君	助 役 岩間 利 裕 君
総務課長 佐藤 克 也 君	企画財政課長 阿部 和 之 君
業務課長 加藤 弘 一 君	業務課技術補佐 阿部 直 樹 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 正 俊 君	書 記 佐藤 盛 一 君
----------------	--------------

議事日程

平成26年1月27日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 第1号議案 (仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について
- 第 4 第2号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

午前10時12分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

第1号議案 (仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について

第2号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

これより、第220回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

只今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番斎藤万之丞君、16番大宮博吉君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第1号議案（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について

○議長（海川正則君） 日程第3、第1号議案、（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。おはようございます。第1号議案、（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年12月26日開催の第219回議会定例会の行政報告において、これまでの一連の経過と12月18日に特別目的会社、SPCの設立登記が完了した旨、御報告をいたしましたところであります。

その後、本年1月16日、代表企業である株式会社神鋼環境ソリューション並びに構成員である神鋼環境メンテナンス株式会社及び特別目的会社である株式会社仙南環境サービスと、1、基本契約、2、工事請負契約、3、運營業務委託契約の仮契約を締結したところであります。

一つ目の基本契約については、契約の相手方は株式会社神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンス株式会社、株式会社仙南環境サービスの3者であります。施設の建設から運営まで長期にわたることから、お互いが協力し、事業を円滑に実施するために基本的事項を定めた契約で、金額の項目はありません。

二つ目の工事請負契約については、契約の相手方は株式会社神鋼環境ソリューションで、契約金額は119億4,314万7,600円であります。

三つ目の運營業務委託契約については、契約の相手方は株式会社仙南環境サービスで、契約金額は83億6,085万2,400円であります。

議員御承知のとおり、(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業は、施設の設計から建設、運営までを一括して発注するDBO方式により実施するもので、それぞれの契約は不可分一体のものであります。このため、三つの契約を一括して特定事業契約として、地方自治法第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案、(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業に係る特定事業契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 第2号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

○議長(海川正則君) 日程第4、第2号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第2号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合において、特別職の費用弁償や職員の旅費に関する規定中に、支度料の支給に関する定めを設けておりましたが、昨今の社会情勢等を勘案し、これを廃止するものがあります。

該当する条例は4本あり、1、組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、2、組合職員の旅費支給に関する条例、3、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、4、組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の4本の条例があります。それぞれ支度料に関する規定部分を削り、その他若干の字句の整理を行い、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第5、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成18年度から21年度で実施されておりました給与構造改革に伴う昇給抑制措置について、構成市町の動向を踏まえ、組合においても抑制されていた昇給号俸を回復させる措置を取るものであります。

改正の詳細については担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤克也君） はい。それでは、第3号議案につきまして、理事長の命により、詳細説明を申し上げます。

あらかじめお送りをさせて頂きました参考資料、16ページ、新旧対照表を御覧を頂きたいと思っております。

只今、理事長からの提案理由にもありましたように、平成18年度から21年度まで実施をされておりました給与構造改革に伴う昇給抑制措置に対する回復措置であります。今回が最後の回復措置ということになるもので、具体的には本条例をお認め頂いた後に制定をする号俸の調整に関する規則、こちらの方で定めることとなりますが、今回は年齢38歳以上44歳未満の中堅層の職員に対して、1号俸の回復を行うという内容のもので、対象となるのが行政職12名、単純労務職1名、消防職25名となっております。施行日は平成26年4月1日にいたそうとするものです。

よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第220回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞様でございました。

午前10時12分 閉会